

阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 地域活動団体同士の交流のみならず、行政や地域活動に関心を持つ企業や学生との連携を深める場の提供を目的とした「阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務」（以下「業務」という）を委託するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要領の作成)

第3条 県はプロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要領を作成するものとする。

- (1) プロポーザルの実施の目的に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルへの応募の手續に関すること。
- (4) 募集要領の内容についての質疑の手續に関すること。
- (5) 応募に関する図書（以下「応募図書」という。）の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の選定の方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して14日以上期間を設けるものとする。

(質疑の通知)

第5条 県は第3条第4号の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第6条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。

3 応募図書は非公開とする。

4 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第7条 県は応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第8条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定するものとする。

(当選者の通知)

第9条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第10条 この要領の実施に関する事務は、阪神北県民局県民躍動室県民課が所掌するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルとの実施に関して必要な事項は、阪神北県民局県民躍動室長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月24日から施行する